

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社島根銀行（証券コード:7150）

【据置】

長期発行体格付 **BBB-**
格付の見通し **安定的**

■格付事由

- (1) 松江市に本店を置く資金量 3,500 億円の第二地方銀行。島根県での県内シェアは、預貸金とも 1 割程度と地元において相応のプレゼンスを有する。島根県、鳥取県を営業マーケットとしており、山陰両県以外には店舗を展開していない。格付は、一定の事業基盤と資本充実度に支えられている。低金利環境が継続する中、新本店の建設に伴う一過性の費用増の影響もあり、基礎的な収益力では与信費用を吸収できない状況が続いている。自己資本比率は、リスクアセットの増加により、今後緩やかに低下することが見込まれるものの、当面は格付に見合う水準を維持できるとみている。JCR は、持続可能なビジネスモデルの構築により基礎的な収益力を改善できるか、その進捗状況を注視していく。
- (2) 17/3 期のコア業務純益は、貸出金利回りの低下による資金利益の減少に加え、新本店建設に伴う一過性の費用増により赤字となった。18/3 期も同様の要因によりコア業務純益を黒字化するのは難しい状況にある。有価証券で一定の売却益を確保しないと、最終黒字を維持できなくなりつつある。新本店完成後の松江市内を中心とした営業体制の強化や支店再編によるコスト削減、事業性評価による中小企業支援等による貸出金の積み上げなどを通じて基礎的な収益力を改善できるか注視していく。
- (3) 金融再生法開示債権比率は、17 年 9 月末 3.27%と大口先の破綻処理により 17 年 3 月末の 4.13%から低下した。しかしながら、基礎的な収益力の低下もあり収益力対比で未保全額の大きい要注意先債権が依然多いことなど、資産の質は改善の余地がある。直近 5 年の与信費用比率の平均は 16bp 程度と比較的落ち着いているが、現状の収益力ではその水準の与信費用をカバーできない状況となっている。
- (4) 有価証券運用では債券デュレーションの短期化を図っており、保有債券に係る金利リスク量は資本対比で減少した。株式や株式投信など株系資産や REIT を多く保有していることに加え、外国債券を中心とした投資信託への投資を近年拡大しており、価格変動リスク量が資本対比で大きい点には留意する必要がある。今後も株式市場や国内外の市場金利の変動に伴うリスクを適切に管理していくことが重要である。
- (5) 適格旧 Tier2 資本や貸倒引当金などを控除した調整後の連結コア資本比率は、17 年 9 月末で 7%台後半と BBB レンジの銀行の中では比較的高い水準にある。貸出金を中心としたリスクアセットの増加により資本水準の低下が見込まれるものの、当面は格付に見合う水準を維持することは可能と JCR は考えている。

(担当) 大山 肇・幾島 真

■格付対象

発行体：株式会社島根銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	BBB-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2017年12月27日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社島根銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル